

保護者各位

令和2年4月8日

きよせ保育園

園長 中村清志

## 緊急事態宣言発令中の保育について

新型コロナウイルス感染拡大を受け、緊急事態宣言が発令されました。保育園は原則として開園をいたしますが、以下の点についてご協力くださいますようお願いいたします。

清瀬市からの指示・要請や園の状況に応じて対応を変更する場合は、お手紙、一斉メール、園ホームページの「お知らせ」にてご連絡します。

- ・お仕事がお休みの方や産休・育休中の方は家庭保育をお願いいたします。在宅勤務の方もできる限りのご協力をお願いいたします。また、お仕事等で保育が必要な場合も延長保育を利用しない等、なるべく短時間での保育をお願いします。
- ・職員の感染リスクを軽減する為、出勤日の交代制等の対応をとります。年令ごとの合同保育や担任以外の職員が保育にあたることもあります。
- ・ご家庭又は保育園で検温していただき登降園表にお子様の体温を記入してください。厚生労働省からの通知に基づき、37.5度以上の発熱や咳などの呼吸器症状がひどい場合はお預かりできません。
- ・保育中に37.5度以上の発熱や呼吸器症状がある場合はご連絡しますので、速やかなお迎えをお願いいたします。また、解熱後24時間経過し、呼吸器症状が改善してからの登園をお願いいたします。
- ・万が一、園内や市内他施設等で感染者が発生した場合は、都や市の指示により、休園となる場合がありますので、ご了承ください。
- ・4月分の3歳～5歳児の給食費については日割り計算とします。

非常事態宣言の発令、市内での感染者発生など、非常に切迫した状況になっています。

保育園は集団生活の場という特性上、密閉・密集・密接の3密を完全に防ぐことはできなく感染リスクが非常に高い場所です。生命に関わることでありますので、どうしてもお仕事をお休みできない方を除きましては、できる限り家庭保育のご協力をお願いいたします。

少しでもリスクが減るように、お子様、保護者の皆様、職員とその家族の健康と生命を守る為にご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。